

白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

職員の健康維持や柔軟な働き方の推進を図るため、白岡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

夏季休暇の取得期間を7月から9月までの期間から、6月から10月までの期間とするものである。

3 施行期日

令和6年1月1日から施行する。